

小規模事業者持続化補助金

インボイス枠が追加されました。

小規模事業者持続化補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取り組みや、業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助いたします。

補助上限	100万円	補助率2/3
<申請要件>		
2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。※インボイス制度については国税庁特設サイトを参照ください。※インボイス対応を見据えたデジタル化に関する補助は、IT)導入補助金をご活用ください。		
<申請手続きにおける留意点>		
本事業は、小規模事業者自身が、経営計画・補助事業計画等の作成時や採択後の補助事業実施の際に、商工会・商工会議所の支援を直接受けながら取り組む事業です。このため、社外の代理人のみで、地域の商工会・商工会議所へ相談や「事業支援計画書(様式4)」の発行依頼等を行うことはできません。電子申請に際しては、補助金申請システム(名称: J グランツ)の利用になります。		
受付スケジュール		

申請受付開始	2022年3月29日
8回目受付締切分提出期限	2022年6月3日
9回目受付締切分提出期限	2022年9月20日
10回目受付締切分提出期限	2022年12月9日

※11回目受付締切回以降については、今後、改めてご連絡いたします。

※提出期限は、当日消印有効となります。